

第7 労働基準監督機関の職権行使

1 労働基準法別表第一の号別区分

令和2年度において、事業所等の新設、廃止等により労働基準法別表第一の号別区分（人事委員会告示11第2号）に追加し、又はこれから削除した事業所等はなかった。

2 事業所調査等

(1) 事業所調査

ア 趣旨

職員の勤務条件に関する労働基準法・労働安全衛生法の適用状況を把握、指導し、その勤務条件の維持向上を図ることを目的として、実施。

イ 調査実施期間 令和2年11月

ウ 調査対象事業所数 10事業所（知事部局4、教育委員会3、警察本部3）
（12号事業所7、官公署3）

エ 調査項目

- (1) 勤務時間・休憩時間・休暇・宿日直勤務
- (2) 妊産婦等の危険有害業務の就業制限
- (3) 衛生委員会の開催、事業場の定期巡視
- (4) 健康診断の実施
- (5) 定期自主検査を行うべき機械等の管理
- (6) 労働災害の発生
- (7) 危険有害業務の管理
- (8) ハラスメント対策、メンタルヘルス対策

オ 調査結果

(ア) 労働基準法関係

改善を求めた事項はなし

(イ) 労働安全衛生法関係

- ・勤務時間の状況の把握及び記録の不備 [2]
- ・産業医による定期巡視の未実施 [2]
- ・機械等の定期自主検査の未実施 [6]
- ・危険有害業務における特別教育の未実施 [1]

※ [] 内の数字は、問題点が見受けられた事業所数である。

(2) 時間外勤務等の実施状況調査

ア 趣旨

時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）を締結している事業所（12号事業所）を対象として、その遵守状況を把握するため、実施。

イ 調査対象期間 令和2年1月1日～令和2年12月31日
(四半期毎に実施)

ウ 調査対象事業所数 103事業所

エ 調査結果

4事業所において、36協定の上限を超えて労働させていた。

(3) 官公署の事業に従事する長時間労働の実施状況調査

ア 趣旨

全事業所を対象として、面接指導の状況を把握するため、実施。

イ 調査対象期間 令和2年4月1日～令和3年1月31日（月毎に実施）

ウ 調査対象事業所数 279事業所

エ 調査結果

令和2年度において、各官公署ごとに面接指導が行われていることを確認した。

3 その他の職権行使の状況

令和2年度において、既述のほかに労働基準監督機関としての職権を行使したものは、次のとおりである。

(1) 労働基準法関係

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
解雇予告除外認定	2	2	労働基準法第20条
非常災害等の理由による 労働時間延長届	4	2	〃 第33条
時間外労働・休日労働に 関する協定届	新 規	71	〃 第36条
	更 新	33	
断続的な宿直又は日直勤務許可	1	1	〃 第41条

(2) 労働安全衛生法関係

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
衛生管理者選任報告	29	29	労働安全衛生規則第7条
産業医選任報告	12	10	〃 第13条
定期健康診断結果報告	144	71	〃 第52条
心理的な負担の程度を把握するための の検査結果等報告書	122	72	〃 第52条の21
機械等設置届	3	2	〃 第86条
労働者死傷病報告（休業4日以上）	7	6	〃 第97条第1項
〃 （休業4日未満）	5	5	〃 第97条第2項
ボイラー設置届	0	0	ボイラー及び圧力容器安全規則第10条
ボイラー落成検査	0	0	〃 第14条
ボイラー使用再開検査	1	1	〃 第46条
第一種圧力容器設置届	3	2	〃 第56条
第一種圧力容器落成検査	3	2	〃 第59条
第一種圧力容器使用再開検査	0	0	〃 第81条
小型ボイラー設置報告	0	0	〃 第91条
クレーン設置報告	0	0	クレーン等安全規則第11条
局所排気装置設置等特例許可	0	0	有機溶剤中毒予防規則第13条
有機溶剤等健康診断結果報告	61	25	〃 第30条の3
特定化学物質健康診断結果報告	10	4	特定化学物質障害予防規則第41条
高気圧業務健康診断結果報告	2	1	高気圧作業安全衛生規則第40条
電離放射線健康診断結果報告	2	1	電離放射線障害防止規則第58条